

社会福祉法人西予市社会福祉協議会職員給与規則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、社会福祉法人西予市社会福祉協議会就業規則（以下「就業規則」という。）第2条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この規則は、就業規則第2条の規定によって採用された職員（以下「職員」という。）に適用し、嘱託職員、臨時職員、非常勤職員の給与等については、別に定める。

（給与）

第3条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、業務手当、資格手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給料

（給料）

第4条 給料は、就業規則第15条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、業務手当、資格手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

（給料表）

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表（別表第1(1)）
- (2) 介護職給料表（別表第1(2)）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第2の級別職務区分表に定める職務の級に分類するものとする。

3 会長は、すべての職員の職を前項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（給料月額の設定）

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給の設定は、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 前条第1項の規定により決定された職務の級の号給（次号において「職務の級の号給」という。）が、別表第3に定める初任給基準表に定められているときは、当該号給とする。
 - (2) 職務の級の号給が初任給基準表に定められていないときは、その者の有する経験年数表等により会長が定める号給とする。
- 2 新たに職員になった者で、前項第1号の規定に該当する者のうち初任給基準表の学歴欄の区分に応じた学歴を取得したとき以後の経験年数を有する者の給料月額、他の職員との均衡上必要があると認められる場合は、前項第1号の規定にかかわらず、会長が定める基準に基づきこれを決定する。

（昇格等）

第7条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- 2 職員を昇格又は降格させた場合におけるその者の給料月額及びその後の昇給期間は、会長が別に定める。

（昇給）

第8条 職員の昇給はこの給与規則（以下「この規則」という。）に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給の号給数を4号給とすることを標準として、この規則に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 第1項の規定で定める日は、第7項又は第8項に定める者を除き毎年1月1日とする。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとし、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合、当該証明が得られない職員は昇給しない。
- 7 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会長の定めるところにより、当該各号に定める日に第1項の規定による昇給をさせることができる。
 - (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - (2) 業務成績の向上、能力増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は極めて困難な勤務条件の下で勤務に献身精励し、業務のため顕著な功

労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

- 8 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合、その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ会長の承認を得て、会長の定める日に第1項による昇給をさせることができる。

（特定の職務の級の切替え）

第8条の2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第1(3)及び別表第1(4)に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。

- 2 切替日の前日において、この給与規則別表第1(1)及び別表第1(2)の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて別表第1(5)及び別表第1(6)に定める号給とする。

- 3 第1項及び第2項の規定の運用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、この規則の規定による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成22年1月1日において、次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額からその半額（その額が1万円を超える場合にあつては、1万円）を減じた額を給料として支給する。

(1) 平成22年1月1日において別表第9に掲げる給料表の適用を受ける職員以外の職員 100分の99.16

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 5 切替日の前日から引き続き給料表に適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、会長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは当該職員には、会長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前3項の規定による給料を支給される職員に関するこの規則第29条第2項の規定の運用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額とこの規則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（給料の支給方法）

第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとし、毎月21日（その日が就業規則第16条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が休職、若しくは出勤停止にされ、若しくは就業規則第28条に規定する育児休業を始めた場合、若しくは出勤停止若しくは育児休業の終了により業務に復帰した場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。給与期間の初日から引き続いて休職若しくは出勤停止中の職員又は育児休業中の職員が給料の支給日後に復職し、又は業務に復帰した場合には、その給与期間中の給与をその際支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 職員が懲戒解雇及びこれらに準ずるものとして解雇された場合においては、当月分の給料は、日割計算により支給する。

6 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料の支給を請求したときは、給料の支給日前であっても、その月分の給料をその際支給する。

第11条 退職又は失職した者が事務引継、残務整理その他の事由により特に命を受けて事務に従事したときは、その期間、日割り計算で前職相当の給料を支給する。ただし、前条第3項本文の規定により、その月分の給料全額が支給される場合においてはこの限りではない。

第12条 前2条の規定によって日割計算により給料を支給する場合の給料額は、その月の現日数から就業規則第16条及び第17条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第3章 諸手当

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主として職員の扶養を受けているものであることを会長が承認したものをいう。

-
- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計のみちがなく、主として職員の扶養を受けているものには、次に掲げるものは含まれないものとする。
- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
（扶養手当の月額）
- 第14条** 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に掲げる扶養親族については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
（扶養手当の届出及び支給）
- 第15条** 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を別紙様式第1（扶養親族届兼扶養手当認定簿）により、会長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第13条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 会長は、前項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。又、その認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し、扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 3 会長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第13条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを

随時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に同条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれのその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日に属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係る者の一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 6 扶養手当及び次条に規定する住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- 2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を

控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額

（住居手当の支給の始期及び終期）

第17条 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第21条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合に準用する。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のための自動車その他の交通の用具で会長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（通勤手当の月額）

第19条 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 会長が別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に該当する額（以下「運賃等相当額」という。）（そ

の額が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額)

(2) 前条第 2 号に掲げる職員 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 片道 2 キロメートル以上 5 キロメートル未満	2,500 円
イ 片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,900 円
ウ 片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	8,100 円
エ 片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,400 円
オ 片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,700 円
カ 片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,000 円
キ 片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	17,300 円
ク 片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	19,600 円
ケ 片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	21,900 円
コ 片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	24,200 円
サ 片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	26,500 円
シ 片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	28,800 円
ス 片道 60 キロメートル以上	31,100 円

(3) 前条第 3 号に掲げる職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額）、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額

（通勤手当の始期及び終期）

第 20 条 通勤手当の支給は、職員に新たに第 18 条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が初日であるときはその日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、次条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が初日であるときはその日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 通勤手当を支給される職員に、離職その他会長が定める事由が生じた場合には当該職員にこれらの事由が生じた後の期間を考慮して会長が定める額を返納させるもの

とする。

- 4 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、会長が定める。

（通勤手当等の届出）

第21条 新たに第16条及び第18条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備している事を証明する書類を添付して、所定の様式により速やかに会長に届け出なければならない。住居手当又は通勤手当を受けている職員で届出の内容に変更のあった者についてもまた同様とする。

（給与の減額）

第22条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、会長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 前項で規定する給与の減額は、その勤務しなかった全時間数で計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 3 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額をその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職、育児休業等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規則に基づくその他の未支給の給与から差し引くことができる。

第23条 職員が会長の承認を得て結核性疾患のため勤務しないことが引き続き1年又はその他の私傷病のため勤務しないことが引き続き90日を超えるときは、給料を半額に減ずる。ただし、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり勤務しないときは、この限りではない。

（時間外勤務手当）

第24条 職員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で会長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前6時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 時間外勤務手当、次条に規定する休日勤務手当、第30条で規定する管理職員特別勤務手当は、一月の分を次の月の給料の支給日に支給する。ただし、特殊な事情によりその日に支給できないときは、その日以後において支給できるものとする。
- 3 時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当は、前項本文の規定にかかわらず、職員が第10条第6項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求したときは、その日までの分をその際支給する。

(休日勤務手当)

第25条 職員には就業規則第15条に規定する勤務日等が休日等（就業規則第16条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日（就業規則第17条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。以下同じ。）に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給されない。

(端数計算)

第26条 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第24条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125及び100分の135又は100分の25の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得たものから、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同条に規定する休日並びに日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じて得た時間で除して得た額とする。

(業務手当)

第28条 業務手当は、介護保険事業及び在宅福祉事業を実施する上で、その業務の特殊性及び責任の度合いに基づき、当該職にある者に別表第4により支給する。

- 2 業務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、職員が月の途中で、休職若しくは出勤停止にされ、若しくは就業規則第28条に規定する育児休業を始めた場合、若しくは出勤停止若しくは育児休業の終了により業務に復帰した場合におけるそ

の給与期間の業務手当は、日割計算により支給する。

（資格手当）

第28条の2 資格手当は、介護福祉士の資格を保持する職員で、次に掲げる介護業務に従事する介護職員に対し、その資格の専門性と経験年数に基づき別表第4の2により支給する。

(1) 訪問介護事業等の訪問介護員

(2) 訪問入浴事業の介護職員

2 新たに資格手当を受給しようとする者は、介護福祉士登録証の写しを添付して、所定の様式により会長に届け出なければならない。

3 資格手当の支給は、前項に規定する届け出された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、第1項の要件を欠くに至った場合には、その日の属する月をもって支給を終える。

4 第1項の経験年数の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 起算日は、資格手当の支給が開始された月の初日とする。

(2) 本会以外の事業所等での従事期間は除外する。

(3) 休職等により業務に従事しない期間は除外する。

(4) 平成28年4月1日現在、本会に在籍する支給対象者の起算日は、次のとおりとする。

ア 本会の職員となった後に介護福祉士資格を取得した場合は、登録日の属する月の翌月の初日

イ 介護福祉士の資格を保持して本会の職員となった場合は、職員となった日

5 第28条第2項の規定は、第1項の規定による資格手当の支給について準用する。この場合において、第28条第2項中「業務手当」とあるのは「資格手当」と読み替えるものとする。

（管理職手当）

第29条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、会長が別表第5で指定する者について、その職務の特殊性に基づき、当該職にある者に管理職手当を支給する。

2 管理職手当を支給する職員の職及び支給割合は、別表第5に掲げるとおりとし、給料月額100分の20を超えない範囲内において会長が定める。（給料月額に別表第5に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。）

3 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料がこの規則第10条第2項若しくは第4項の規定により算出されている場合には、その給料額に所定の割合を乗じた額を管理職手当として支給する。

4 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（この規則第46条第1項の場合及び業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）

による負傷若しくは疾病により、会長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当を支給することができない。

（管理職員特別勤務手当）

第30条 前条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において会長が定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して会長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前項で管理職員特別勤務手当の会長が定める額は、別表第5の支給割合の区分に応じ、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|---------|---------|
| (1) | 100分の12 | 10,000円 |
| (2) | 100分の11 | 9,000円 |
| (3) | 100分の10 | 8,000円 |
| (4) | 100分の8 | 7,000円 |
| (5) | 100分の7 | 6,000円 |

4 第2項ただし書きの会長が定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

5 会長は、管理職員特別勤務手当実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

（期末手当）

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に（第34条及び第35条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（その退職又は死亡した日において、次条各号のいずれかに該当する職員であったものを除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 6ヶ月 | 100分の100 |
| (2) | 5ヶ月以上6ヶ月未満 | 100分の80 |
| (3) | 3ヶ月以上5ヶ月未満 | 100分の60 |
| (4) | 3ヶ月未満 | 100分の30 |

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 5 事務職給料表（別表第1(1)）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものは、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額に職務の級等を考慮して、別表第6で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲で、別表第6に定める割合を乗じて得た額を第2項の期末手当基礎額とする。

第32条 前条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（第34条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 心身の故障のため長期の休養を要し、休職にされている職員のうち給与を受けていない職員
- (2) 刑事事件に関し起訴され、休職にされている職員のうち給与を受けていない職員
- (3) 就業規則第47条に規定する各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員
- (4) 就業規則第28条の規定により、育児休業をしている職員（前条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6ヵ月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）

（在職期間）

第33条 第31条第2項に規定する在職期間は、同項の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 停職にされている職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- 3 業務傷病等による休職者（この規則第46条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

（支給制限）

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、第31条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第46条第5号及び第48条の規定により懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。）
- (3) 基準日前1ヵ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項において同じ）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 会長は、期末手当の支給を差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けたものがその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りではない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起

訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（勤勉手当）

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に支給する。これらの基準日1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第43条第4号の規定により失職し、又は死亡した職員（その退職又は死亡した日において休職にされていた職員及び次条第1項の各号及び第2項に該当する職員であった者を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる総額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額
- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45を乗じて得た額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第31条第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第4項」と読み替えるものとする。
- 5 第34条及び第35条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用す

る。この場合において、第34条中「第31条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する会長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第37条 前条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（前条第5項において準用する第34条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 就業規則第43条第2号及び第3号の規定に該当して休職にされている職員（業務上の負傷又は疾病による休職者を除く。）
- (2) 就業規則第47条に規定する各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員
- (3) 就業規則第28条の規定により育児休業をしている職員（前条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）

（勤勉手当の支給割合）

第38条 第36条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第41条に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。

（勤勉手当の期間率）

第39条 期間率は、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて別表第7に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第40条 前条に規定する勤務期間は、勤勉手当の支給を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第32条第3号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業をしている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（業務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) この規則第22条の規定により給与を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病除く。）により勤務しなかった期間から就業規則第16条の各号に掲げる休日（就業規則第17条第1項に規定する休日の振替により、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、

その勤務しなかった全期間

- (6) 就業規則第29条の規定による介護休業等の許可を受けて、勤務しなかった期間から休日等を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 就業規則第28条の規定による育児休業等の部分休業の承認を受けて、1日の勤務時間の一部について、勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (8) 基準日以前6ヶ月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その勤務しなかった期間

（勤勉手当の成績率）

第41条 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、会長が定めるものとする。

- (1) 再雇用職員以外の職員 100分の140
- (2) 再雇用職員 100分の60

（再雇用職員についての適用除外）

第42条 第13条から第17条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

（支給日）

第43条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第8の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。

（端数計算）

第44条 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給与の特例）

第45条 常勤を要しない職員の給与については、この規則の規定にかかわらず、予算の範囲内において別に会長が定める。

第4章 退職者の給与

（退職者の給与）

第46条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要し退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要し退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80の額を支給する。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、長期の休養を要し休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80の額を支給する。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額を支給する。
- 5 第2項及び第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第31条第1項に規定する基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第43条第3号の規定により失職し、又は死亡したときは期末手当を支給することができる。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「第31条第1項」とあるのは、「第46条第5項」と読み替えるものとする。

第5章 口座振替による給与の支払等

（口座振替による給与の支払等）

第47条 給与は、職員からの申し出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

第48条 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 社会保険料及び労働保険料の被保険者負担分
- (2) 愛媛県民間社会福祉事業従事者退職年金共済掛金本人負担分
- (3) 源泉所得税
- (4) 住民税
- (5) 職員の代表との書面による協定により、控除することとしたもの

第6章 補則

（補則）

第49条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

第50条 この規則に定めのない事項については、西予市職員の給与等の条例及び規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から適用する。ただし、給料表は平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成26年12月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第36条の改正規定は平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

改正後の職員給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人西予市社会福祉協議会職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後

の職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（号給の切替えに伴う経過措置）

2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年3月29日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は平成27年4月1日から、第36条の改正規定は平成27年12月1日から適用する。

2 第3条、第4条並びに第5条第2項及び第28条の2の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

（給与の内払）

3 改正後の職員給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人西予市社会福祉協議会職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規則は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年2月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、第36条の改正規定は平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の職員給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人西予市社会福祉協議会職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
ただし、第36条の改正規定は平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の職員給与規則の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人西予市社会福祉協議会職員給与規則の規定に基づいて支給

別表第1（第5条関係）

(1) 事務職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	143,156	193,451	229,792	263,021	289,123
	2	144,260	195,258	231,398	264,929	291,331
	3	145,465	197,065	232,904	266,736	293,640
	4	146,569	198,872	234,511	268,844	295,748
	5	147,673	200,478	236,016	270,651	297,756
	6	148,777	202,285	237,723	272,558	300,065
	7	149,882	204,092	239,229	274,466	302,374
	8	150,986	205,899	240,835	276,574	304,583
	9	152,090	207,606	242,140	278,682	306,591
	10	153,496	209,413	243,646	280,690	308,900
	11	154,801	211,220	245,252	282,798	311,108
	12	156,106	213,027	246,658	284,806	313,417
	13	157,411	214,433	248,164	286,814	315,525
	14	158,917	216,240	249,669	288,922	317,633
	15	160,423	217,946	250,975	290,930	319,842
	16	162,029	219,753	252,380	292,938	321,950
	17	163,334	221,460	253,886	294,845	323,958
	18	164,840	223,166	255,592	296,853	325,966
	19	166,346	224,773	257,299	298,961	327,974
	20	167,852	226,379	259,106	300,969	329,981
	21	169,257	227,885	260,712	302,977	331,788
	22	171,968	229,591	262,519	305,085	333,897
	23	174,578	231,198	264,226	307,093	335,904
	24	177,188	232,804	265,933	309,201	338,013

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

25	179,898	234,009	267,940	310,907	339,418
26	181,605	235,514	269,848	313,016	341,326
27	183,312	236,920	271,655	315,023	343,233
28	185,018	238,225	273,462	317,031	345,140
29	186,524	239,530	275,168	318,838	346,847
30	188,331	240,735	277,076	320,846	348,754
31	190,138	241,739	278,983	322,954	350,662
32	191,845	242,943	280,690	325,062	352,469
33	193,451	244,248	282,296	326,367	354,376
34	194,957	245,453	284,204	328,375	356,183
35	196,463	246,658	286,011	330,283	357,990
36	197,969	247,963	287,918	332,391	359,697
37	199,274	248,866	289,524	334,298	361,102
38	200,579	250,272	291,231	336,206	362,407
39	201,884	251,677	293,038	338,213	363,813
40	203,189	253,183	294,845	340,121	365,218
41	204,494	254,589	296,451	342,028	366,523
42	205,799	255,994	298,158	343,936	367,427
43	207,104	257,399	299,664	345,743	368,531
44	208,409	258,705	301,270	347,650	369,635
45	209,614	259,909	302,876	349,156	370,439
46	210,919	261,214	304,583	350,561	371,342
47	212,224	262,620	306,189	352,067	372,246
48	213,529	263,925	307,896	353,573	373,149
49	214,633	265,129	308,900	355,179	374,053
50	215,738	266,234	310,405	355,982	374,856
51	216,742	267,539	311,911	357,187	375,659
52	217,846	268,844	313,517	358,191	376,462

53	218,950	269,848	315,124	359,095	377,165
54	219,954	270,952	316,730	360,199	377,867
55	220,858	272,257	318,336	361,102	378,570
56	221,861	273,562	319,842	362,207	379,273
57	222,363	274,566	321,348	363,110	379,775
58	223,267	275,570	322,553	363,813	380,377
59	224,070	276,474	323,757	364,516	380,980
60	224,973	277,578	324,962	365,218	381,682
61	225,676	278,682	325,665	365,620	382,084
62	226,680	279,686	326,568	366,222	382,787
63	227,483	280,590	327,371	366,925	383,389
64	228,387	281,593	328,174	367,628	383,991
65	229,089	282,196	329,078	367,929	384,393
66	229,893	283,099	329,479	368,632	384,995
67	230,796	283,802	330,182	369,334	385,597
68	231,900	284,706	330,985	370,037	386,200
69	232,603	285,709	331,788	370,338	386,601
70	233,306	286,513	332,491	370,941	387,103
71	233,908	287,316	333,194	371,643	387,605
72	234,711	288,119	333,897	372,246	388,208
73	235,514	288,922	334,399	372,547	388,509
74	236,217	289,424	335,001	373,149	388,910
75	236,920	289,825	335,503	373,852	389,312
76	237,522	290,327	336,105	374,454	389,713
77	238,225	290,428	336,406	374,856	390,015
78	239,028	290,829	336,908	375,358	390,316
79	239,831	291,030	337,310	375,960	390,617
80	240,534	291,432	337,812	376,462	390,918

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

81	241,136	291,632	338,213	376,964	391,119
82	241,839	291,833	338,715	377,566	391,420
83	242,542	292,235	339,217	378,068	391,721
84	243,244	292,536	339,719	378,369	391,922
85	243,847	292,837	340,020	378,771	392,123
86	244,550	293,138	340,422	379,273	392,424
87	245,252	293,439	340,924	379,674	392,725
88	245,955	293,841	341,326	380,076	392,926
89	246,557	294,142	341,627	380,478	393,127
90	247,059	294,544	342,028	380,980	393,428
91	247,360	294,845	342,530	381,381	393,729
92	247,762	295,246	342,932	381,783	393,930
93	248,063	295,347	343,133	382,084	394,131
94		295,548	343,534		
95		295,949	344,036		
96		296,351	344,438		
97		296,552	344,538		
98		296,853	345,040		
99		297,254	345,441		
100		297,656	345,743		
101		297,857	346,044		
102		298,158	346,445		
103		298,559	346,847		
104		298,861	347,249		
105		299,061	347,750		
106		299,362	348,152		
107		299,764	348,554		
108		300,065	348,955		

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	109		300,266	349,457		
	110		300,668	349,859		
	111		301,069	350,160		
	112		301,370	350,461		
	113		301,471	350,963		
	114		301,772			
	115		302,073			
	116		302,475			
	117		302,675			
	118		302,876			
	119		303,177			
	120		303,478			
	121		303,880			
	122		304,081			
	123		304,382			
	124		304,683			
	125		304,984			
再任職 用員		146,664	168,197	199,519	206,452	220,726

別表第1（第5条関係）

(2) 介護職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円
	1	129,402	181,003	202,787
	2	130,306	182,509	204,193
	3	131,310	184,014	205,598
	4	132,213	185,520	206,903
	5	133,217	186,825	208,208
	6	134,221	188,331	209,614
	7	135,225	189,737	211,019
	8	136,229	191,042	212,425
	9	137,032	192,447	213,830
	10	138,036	193,652	215,436
	11	139,040	194,957	217,043
	12	140,144	196,061	218,448
	13	140,947	197,266	219,753
	14	141,951	198,370	221,259
	15	142,955	199,474	222,765
	16	143,959	200,579	224,070
	17	145,063	201,683	224,973
	18	146,268	202,787	225,777
	19	147,472	203,791	226,680
	20	148,677	204,795	227,684
	21	149,781	205,799	228,588
	22	150,986	206,903	230,093
23	152,191	208,008	231,398	

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	24	153,395	209,011	232,503
	25	154,600	209,915	234,009
	26	156,106	210,819	235,314
	27	157,612	211,521	236,619
	28	159,118	212,425	237,924
	29	160,523	213,328	238,928
	30	162,029	214,533	240,132
	31	163,535	215,537	241,437
	32	165,041	216,440	242,642
	33	166,547	217,143	243,746
	34	168,354	218,348	245,051
	35	170,161	219,452	246,156
	36	171,968	220,657	247,360
	37	173,775	221,359	248,666
	38	175,481	222,564	249,870
	39	177,188	223,769	251,175
	40	178,894	224,873	252,480
	41	180,501	225,777	253,484
	42	181,906	226,981	254,789
	43	183,312	227,985	255,894
	44	184,717	229,089	257,199
	45	186,223	230,194	258,102
	46	187,628	231,298	259,206
	47	189,034	232,402	260,411
	48	190,439	233,406	261,415
	49	191,744	234,410	262,620
	50	192,949	235,514	263,824
	51	194,053	236,619	265,029
	52	195,258	237,823	265,933

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

53	196,362	238,928	266,937
54	197,467	239,932	268,041
55	198,571	240,835	269,245
56	199,675	241,638	270,450
57	200,780	242,542	271,253
58	201,783	243,546	272,257
59	202,787	244,550	273,361
60	203,791	245,453	274,365
61	204,895	246,357	275,470
62	205,799	247,260	276,574
63	206,703	248,164	277,377
64	207,606	249,067	278,481
65	208,309	249,870	279,284
66	209,112	250,673	280,088
67	209,815	251,476	280,891
68	210,618	252,179	281,694
69	211,019	252,982	282,397
70	211,622	253,585	283,200
71	211,923	253,986	284,003
72	212,525	254,388	284,706
73	212,726	254,589	285,509
74	213,328	254,990	286,211
75	213,830	255,492	287,015
76	214,633	255,994	287,818
77	214,834	256,396	288,420
78	215,537	256,797	288,922
79	216,039	257,299	289,424
80	216,641	257,801	289,825
81	217,344	258,102	290,227

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

82	217,846	258,403	290,629
83	218,448	258,705	291,131
84	219,151	259,006	291,632
85	219,753	259,206	292,034
86	220,255	259,407	292,636
87	220,757	259,708	293,239
88	221,460	260,010	293,841
89	221,962	260,210	294,142
90	222,564	260,411	294,644
91	223,166	260,813	295,146
92	223,668	261,014	295,548
93	224,070	261,315	295,949
94	224,572	261,716	296,451
95	225,074	262,017	296,953
96	225,576	262,319	297,455
97	226,078	262,519	297,756
98	226,580	262,821	298,158
99	227,082	263,021	298,660
100	227,584	263,322	299,162
101	227,985	263,624	299,563
102	228,487	263,824	299,965
103	229,089	264,126	300,266
104	229,692	264,427	300,567
105	230,093	264,628	300,868
106	230,595	264,828	301,270
107	230,897	265,129	301,671
108	231,298	265,330	302,073
109	231,499	265,631	302,374
110	231,900	265,933	302,776

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	111	232,402	266,234	303,177
	112	232,904	266,435	303,478
	113	233,105	266,635	303,679
	114	233,607	266,937	303,980
	115	234,109	267,137	304,282
	116	234,611	267,338	304,482
	117	234,912	267,639	304,683
	118	235,314	267,940	304,984
	119	235,715	268,242	305,285
	120	236,117	268,543	305,486
	121	236,518	268,643	305,687
	122		268,944	305,988
	123		269,245	306,289
	124		269,547	306,490
	125		269,647	306,691
	126		269,948	306,992
	127		270,249	307,293
	128		270,551	307,494
	129		270,651	307,695
	130		270,952	307,996
	131		271,253	308,297
	132		271,554	308,498
	133		271,655	308,699
	134		271,956	
	135		272,257	
	136		272,558	
	137		272,659	
再任用職員		151,284	159,975	174,461

別表第1（第8条の2第2項関係）

(3) 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
事務職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級

別表第1（第8条の2第2項関係）

(4) 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
介護職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級

別表第1（第8条の2第2項関係）

(5) 号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53
17	3月未満		85	65	57	69	57	53
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56
	12月以上		89	69	59	73	61	57
18	3月未満		89	69	59	73	61	57
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60
	12月以上		93	73	61	77	65	61
19	3月未満		93	73	61	77	65	61
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64
	12月以上		93	77	62	81	69	65
20	3月未満			77	62	81	69	65
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68
	12月以上			81	63	85	73	69
21	3月未満			81	63	85	73	69
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72
	12月以上			85	65	89	77	73
22	3月未満			85	65	89	77	73
	3月以上6月未満			86	66	90	78	74
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76
	12月以上			89	67	93	81	77
23	3月未満			89	67	93	81	
	3月以上6月未満			90	67	94	82	
	6月以上9月未満			91	68	95	83	
	9月以上12月未満			92	68	96	84	
	12月以上			93	69	97	85	
24	3月未満			93	69	97	85	
	3月以上6月未満			94	70	98	86	
	6月以上9月未満			95	71	99	87	

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	9月以上12月未満			96	72	100	88	
	12月以上			97	73	101	89	
25	3月未満			97	73	101		
	3月以上6月未満			98	73	102		
	6月以上9月未満			99	74	103		
	9月以上12月未満			100	74	104		
	12月以上			101	75	105		
26	3月未満			101	75	105		
	3月以上6月未満			102	75	106		
	6月以上9月未満			103	76	107		
	9月以上12月未満			104	76	108		
	12月以上			105	77	109		
27	3月未満			105	77			
	3月以上6月未満			106	78			
	6月以上9月未満			107	79			
	9月以上12月未満			108	80			
	12月以上			109	81			
28	3月未満			109	81			
	3月以上6月未満			110	82			
	6月以上9月未満			111	83			
	9月以上12月未満			112	84			
	12月以上			113	85			
29	3月未満			113				
	3月以上6月未満			114				
	6月以上9月未満			115				
	9月以上12月未満			116				
	12月以上			117				
30	3月未満			117				
	3月以上6月未満			118				
	6月以上9月未満			119				
	9月以上12月未満			120				
	12月以上			121				
31	3月未満			121				
	3月以上6月未満			122				
	6月以上9月未満			123				
	9月以上12月未満			124				
	12月以上			125				
32	3月未満			125				
	3月以上6月未満			125				
	6月以上9月未満			125				
	9月以上12月未満			125				

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	12月以上			125				
--	-------	--	--	-----	--	--	--	--

別表第1（第8条の2第2項関係）

(6) 号給の切替表

介護職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	4
	12月以上	9	9	5
4	3月未満	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	8
	12月以上	13	13	9
5	3月未満	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	12
	12月以上	17	17	13
6	3月未満	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	16
	12月以上	21	21	17
7	3月未満	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	20
	12月以上	25	25	21
8	3月未満	25	25	21

第4編 財務・給与（社会福祉法人西予市社会福祉協議会給与規則）

	3月以上6月未満	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	24
	12月以上	29	29	25
9	3月未満	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	27
	9月以上12月未満	32	32	28
	12月以上	33	33	29
10	3月未満	33	33	29
	3月以上6月未満	34	34	30
	6月以上9月未満	35	35	31
	9月以上12月未満	36	36	32
	12月以上	37	37	33
11	3月未満	37	37	33
	3月以上6月未満	38	38	34
	6月以上9月未満	39	39	35
	9月以上12月未満	40	40	36

別表第2（第5条第2項関係）

(1) 別職務区分表（事務職員用）

職務の級	職務区分
1級	主事
2級	主査
3級	係長・支所長補佐
4級	事務局次長・支所長・課長補佐
5級	事務局長・課長

(2) 級別職務区分表（介護職員用）

職務の級	職務区分
1級	訪問介護員・介護支援専門員・介護職員・看護職員・保健師・社会福祉士（勤続10年未満）
2級	1級で10年を経過し会長の認めた者（但し、訪問介護員・介護職員は、介護福祉士の資格を取得した者）、その他1級で会長の認めた者
3級	総括サービス提供責任者、地域包括支援センター次長、2級で30年を経過し会長の認めた者、その他2級で会長の認めた者

別表第3（第6条関係）

(1) 初任給基準表事務職員

試験又は職種	学歴免許	初任給
正規の試験	上級 大学卒	事務職員給料表 1級22号給
	中級 短大卒	事務職員給料表 1級15号給
	初級 高校卒	事務職員給料表 1級5号給
その他	その他	会長が定める額

(2) 初任給基準表介護職員

職名	初任給
居宅介護支援専門員	介護職員給料表 1級13号給
訪問介護員	介護職員給料表 1級1号給
その他	会長が定める額

いずれの場合にも前歴換算を実施する。

前歴換算については、5年を限度とし、換算の方法については会長が別に定める。

別表第4（第28条関係）

業務手当の支給額	支給対象
5,000円	1 サービス提供責任者
	2 専従で居宅介護支援業務に従事する介護支援専門員
	3 訪問入浴介護業務に従事する看護師
	4 地域包括支援センターの総合相談支援業務に従事する社会福祉士等
	5 地域包括支援センターの権利擁護業務に従事する社会福祉士
	6 地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に従事する主任介護支援専門員
	7 地域包括支援センターの認知症施策推進事業に従事する看護師等
	8 地域包括支援センターの在宅医療・介護連携推進業務に従事する保健師等
	9 地域包括支援センターの新介護予防・日常生活支援総合業務に従事する介護支援専門員
	10 地域包括支援センターの介護予防支援業務等に従事する介護支援専門員
2,500円	11 兼務で居宅介護支援業務に従事する介護支援専門員
	12 第1号通所業務の責任者
	13 介護保険事業所等の管理者（他の業務手当に加算）
	14 地域包括支援センター次長（他の業務手当に加算）
	15 総括サービス提供責任者（他の業務手当に加算）
1,000円	16 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員業務に従事する介護支援専門員（他の業務手当に加算）

※ 業務手当は、介護職の給料表を受ける職員に支給する。

※ 1～10の業務手当は重複して支給しない。

別表第4の2（第28条の2関係）

介護福祉士の資格を保持して 介護業務に従事した経験年数	資格手当の額
2年未満	月額 1,000円
2年以上 5年未満	月額 2,000円
5年以上	月額 3,000円

別表第5（第29条関係）

区 分	職 名	支 給 割 合
事 務 職	事務局長・課長	100分の7・8・10
	事務局次長・支所長・課長補佐	100分の7

別表第6（第31条関係）

給 料 表	職 員	加 算 割 合
事 務 職	5級に属する職員	100分の15以内
	4級に属する職員	100分の10以内
	3級に属する職員	100分の5以内

別表第7（第39条関係）

勤務期間	割合
6ヵ月	100分の100
5ヵ月15日以上6ヵ月未満	100分の95
5ヵ月以上5ヵ月15日未満	100分の90
4ヵ月15日以上5ヵ月未満	100分の80
4ヵ月以上4ヵ月15日未満	100分の70
3ヵ月15日以上4ヵ月未満	100分の60
3ヵ月以上3ヵ月15日未満	100分の50
2ヵ月15日以上3ヵ月未満	100分の40
2ヵ月以上2ヵ月15日未満	100分の30
1ヵ月15日以上2ヵ月未満	100分の20
1ヵ月以上1ヵ月15日未満	100分の15
15日以上1ヵ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第8（第43条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

別表第9（第8条の2関係）

給料表	職務の級	号給
(1) 事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
(2) 介護職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

※ 様式 略